

一般社団法人関東消化器内視鏡技師会より会員の方へお知らせ

日頃より当技師会へのご理解とご協力に感謝申し上げます。

当会は令和元年12月に一般社団法人となり、新たな技師会として活動しています。既に会報には定款を掲載しておりますが、旧技師会と大きく変わる部分について改めましてご報告いたします。

一般社団法人となり、技師会の構成員としては理事および監事（役員）と会員から選出された評議員（社員）となります。旧技師会では総会の開催は学会開催時に行ってまいりましたが、学会への出席者は会員および非会員と混在しており、厳密には総会として成立が不十分なところもありました。法人化に伴い、日本消化器内視鏡技師会と同様、会員の代表として評議員を選出し、社員総会で決議する評議員については都県会員数の比率で定数を決めています。従って理事会で立案、社員総会（評議員会）で決議した内容は、会員の皆さまへは会誌およびホームページにて報告する方式に変更させていただきましたので、何卒ご了承ください。

今後とも関東消化器内視鏡技師会へのご支援を賜りますよう、何卒よろしく願い申し上げます。

令和3年4月1日

一般社団法人関東消化器内視鏡技師会

代表理事 山田 一之